

沖縄県子どもへの貧困対策に関する 中間評価概要

- 1 こどもの貧困対策の推進に関する国・県の対応
- 2 中間評価の概要について
- 3 指標の状況について
- 4 ライフステージごとの取組状況について
- 5 今後の課題及び展開方向について

沖縄県子ども未来部
令和6年10月

1 子どもの貧困対策の推進に関する国・県の対応

	国	沖縄県
平成24年 3月	●「沖縄振興特別措置法」改正 子育ての支援に関する配慮規定、障害を有する青少年等に対する援助に関する努力義務規定	
平成26年 1月	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	
	8月 ●「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	
平成28年 1月		●沖縄県の子どもの貧困率公表
		●「沖縄県子どもの貧困対策計画(第1期)」策定 ●「沖縄県子どもの貧困対策推進基金(30億円)」設置
	4月 ●内閣府「沖縄子供の貧困緊急対策事業」創設	●子ども未来政策室設置(青少年・子ども家庭課内)
	6月	●「沖縄子どもの未来県民会議」設立
	11月	●子ども未来政策課設置
平成29年 5月		●「沖縄21世紀ビジョン基本計画」改定 子どもの貧困対策の推進を新たな施策展開として追加
	10月	●「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」策定 困窮世帯の割合20%など「16の成果指標」と「5の施策」を設定
平成31年 3月		●「沖縄県子どもの貧困対策計画」改定
令和元年 9月	●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正・施行	
	11月 ●「子供の貧困対策に関する大綱」見直し・閣議決定	
令和4年 3月	●「沖縄振興特別措置法」改正 子どもの貧困対策に関する努力義務を規定	●「沖縄県子どもの貧困対策計画(第2期)」策定 ●「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」60億円規模へ積み増し
令和5年 4月	●「こども基本法」施行	
令和5年 12月	●「こども大綱」閣議決定	
令和6年 4月		●こども未来部設置

沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）の概要（計画期間：令和4年4月から令和9年3月までの5年間）

1 計画策定の趣旨、基本理念、基本方針

- <基本理念> 社会の一番の宝である子どもたちが、現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける「誰一人取り残さない優しい社会」の実現を目指す。
- <基本方針> 子育てや貧困を家庭のみの自己責任とするのではなく、地域や社会全体の問題として取り組む。子どもの権利条約や子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例の精神に則り、子どもを権利の主体として、子どもの最善の利益を第一に考えた支援に取り組む。
- (1) 子どもにつながり、支援につなげる仕組みの構築
 - (2) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
 - (3) 関係機関による連携と県民運動としての展開

2 貧困を取り巻く現状と課題

- 1 経済的な困難を有する子ども
 - (1) 困窮世帯の割合等
困窮世帯の割合 23.2%
食料・衣服が買えない経験 食料20.2%、衣服23.0%
 - (2) 要保護世帯等の子どもの状況
就学援助率 24.13%（全国2位）
- 2 子どもを取り巻く厳しい実態
 - (1) 教育環境 大学等進学率 40.8%（全国47位）
 - (2) 就労等の状況 若年無業者率 4.1%
 - (3) 養育環境 離婚率 2.52件（人口千人当たり）
 - (4) 逆境経験 児童虐待相談対応件数 1,835件
- 3 県内の雇用環境
 - (1) 給与 きまって支給する現金給与額 220,161円
 - (2) 雇用・労働 正規雇用者の割合 60.7%
- 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

5 調査研究

- 子どもの貧困の実態等の把握・分析するための調査研究
沖縄子ども調査、スクリーニングの実施
- 子どもの貧困対策に関する情報の収集・蓄積、市町村への提供

6 連携推進体制の構築

- 関係機関における連携推進体制
- 沖縄県子どもの貧困対策推進基金 60億円（R4～R13）
- 沖縄子どもの未来県民会議による県民運動としての子どもの貧困対策の展開
- 庁内及び外部有識者等による施策評価を実施し、計画の効果的な推進を図る。

3 子どもの貧困に関する指標（指標 45指標、参考指標 19指標）

- 沖縄子ども調査による困窮世帯の割合（0～17歳）
- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
- 産業別、常用労働者の1人月間現金給与額（規模5人以上）における「きまって支給する給与」（全産業平均）等

4 指標の改善に向けた重点施策

つながる仕組みの構築

- ライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築
 - ・ 母子健康包括支援センターの設置促進、母子保健コーディネーター等の人材育成
 - ・ 子供の貧困対策支援員の市町村への配置、小規模離島町村への支援員等の派遣
 - ・ スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置推進
 - ・ 子ども・若者支援地域協議会の設置を促進 等

ライフステージに応じた子どもへの支援

- 乳幼児**
- 子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供
 - ・ 幼児教育・保育の質の向上、保育等の確保
 - ・ こども医療費助成（現物給付）の市町村支援 等

- 高校生**
- 中途退学防止、学習支援、キャリア教育の充実
 - ・ 就学継続の支援、学校内への居場所の設置
 - ・ 児童養護施設退所者等への給付型奨学金支給
 - ・ 中高生の通学費負担軽減 等

- 小中学生**
- 学校をプラットフォームとした総合的な対策の推進
 - ・ 学校における学力の保障、地域における学習支援
 - ・ 子どもが安心して過ごせる居場所の設置促進
 - ・ 医療費助成や就学援助に係る市町村支援 等

- 支援を要する若者**
- 寄り添い型の支援
 - ・ soraeを拠点とした総合的な施策の推進設置
 - ・ 若年妊産婦や専門的支援に対応の居場所の設置
 - ・ ヤングケアラーへの実態調査と寄り添い支援 等

保護者への支援

- 妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の充実
 - ・ 若年妊産婦への相談・支援、就労や就学支援
 - ・ 母子生活支援施設の設置促進や民間アパートを活用した居宅支援
 - ・ 養育費取り決め率向上等に資する支援 等

雇用の質の改善等に向けた取組

- 雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得向上につながる企業の取組を促進
 - ・ 生産性の向上等、稼ぐ力の強化による給与増
 - ・ 正規雇用化の促進
 - ・ 職業と家庭が両立できる働き方の実現 等

2 中間評価の概要について

(1) 趣旨

沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期：令和4年4月～令和9年3月）について、沖縄県こども施策推進会議（議長：知事）、及び外部有識者等で構成する沖縄県こども・子育て会議において、施策の点検・評価を行い、計画の成果や課題等を総括する。

(2) 中間評価の対象

- ① 計画に定める重点施策
- ② その他、各部等が実施する子どもの貧困対策に資する施策

(3) 中間評価の主な視点

- ① 計画に定める指標及び重点施策の状況
- ② 指標や重点施策の状況を踏まえた課題と施策の展開方向

3 指標及び重点施策の状況について

(1) 子どもの貧困対策計画（第2期）に掲げる指標及び重点施策の状況について

- ・計画に定める165の重点施策について、各事業・取組を実施している。
- ・計画に定める45の指標について、改善状況は次のとおりとなっている。

	達成	改善	横ばい	後退	合計
	100%以上	5%以上	5%未満 ▲5%以上	▲5%未満	
基準値と比較した 改善状況等	12指標	14指標	8指標	10指標	44指標（※）
	27%	32%	18%	23%	100%

- ① 44指標のうち、26指標（59%）が達成・改善となっている。
- ② 横ばい・後退となっている18指標のうち7指標は、第1期計画からの中期的な傾向としては改善がみられる。（養育支援訪問の実施市町村数、高校等進学率、中学卒業後の進路未決定率、社会的養護が必要な子どもの大学等進学率など）
- ③ 後退している指標10指標のうち5指標は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響が考えられる。（公共料金の未払い経験、食料・衣服が買えない経験、乳幼児健診の受診率など）

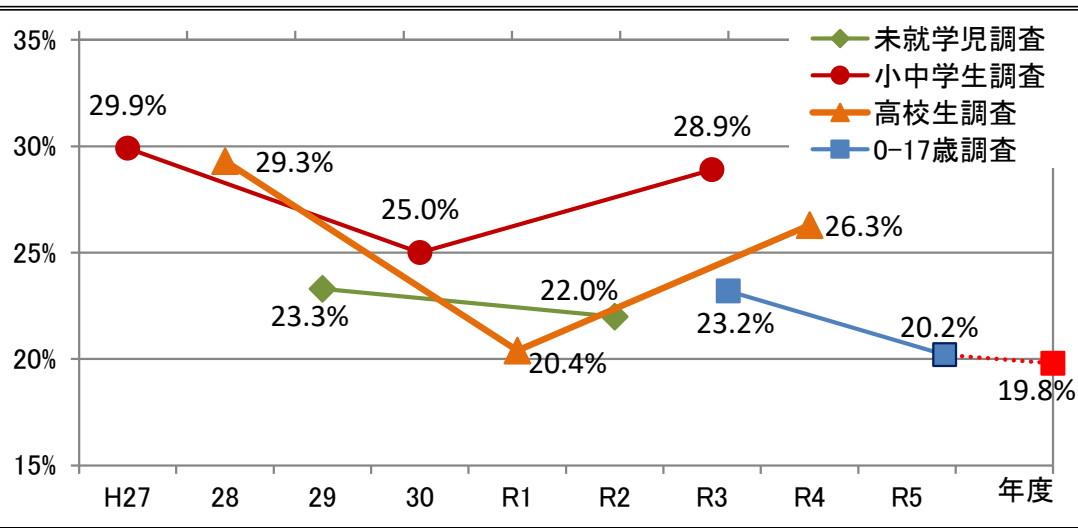
※本計画にて設定された全45指標のうち1指標については、R6年度に予定している調査での数値のため、今回評価には含めていない。（授業が分からないことがある児童生徒の割合の所得階層差）

3 指標の状況について

(2) 困窮世帯の割合等の主要指標について

「困窮世帯の割合」は、一時、新型コロナウイルス感染症の影響による悪化が見られたものの、低下傾向にある。

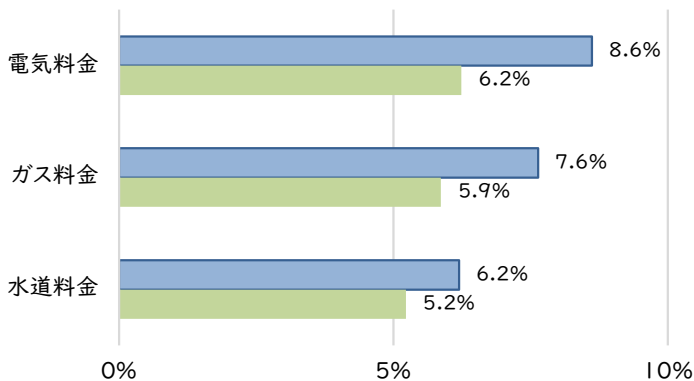
① 困窮世帯の割合 (No.1)



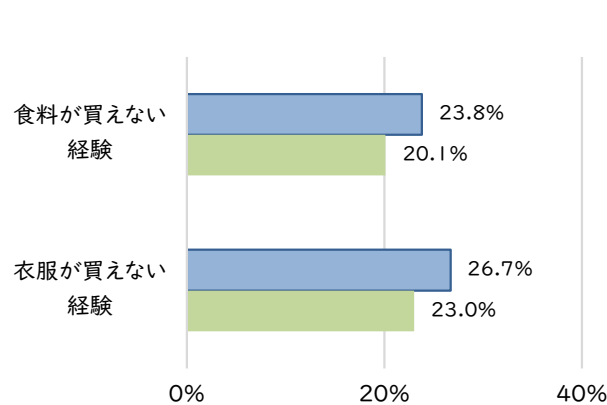
達成状況の要因

- 貧困対策支援員等の配置やこどもの居場所の設置など、困難を抱えるこどもや家庭とつながる体制が整備された。また、ライフステージに応じた支援として、就学援助の拡充や医療費助成等の経済的な支援のほか、ヤングケアラーや若年妊産婦など新たな課題への対応や、ひとり親世帯等への支援など、総合的な支援の拡充が図られた。
- 平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善も見られた。
- これらの要因により、困窮世帯の割合は改善している。
- ただし、国際情勢などの影響による物価高騰は県民生活に影響を及ぼし、特に困窮世帯の生活は深刻な状況となっていることに留意する必要がある。

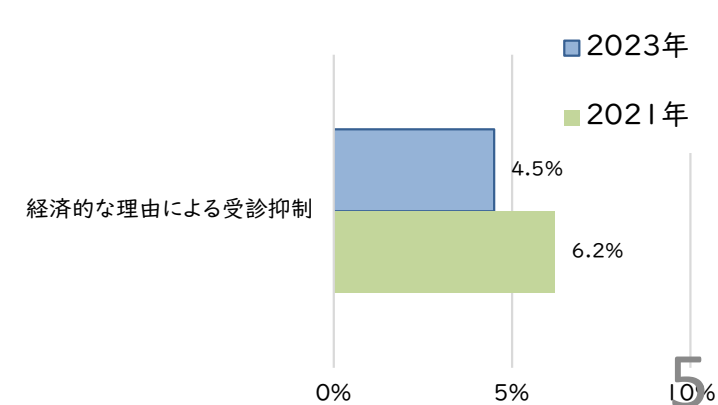
② 電気、ガス、水道料金の未払い経験



③ 食料又は衣服が買えない経験



④ 経済的な理由により医療機関を受診しなかった経験



4 ライフステージごとの取組状況について

(1) 乳幼児期 <主な重点施策>



① 乳児家庭等訪問・乳幼児健診

[1,2,3]

取組の内容

- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、事業費の補助や、訪問員の確保と資質向上のため各種研修を実施した。
- 乳幼児健診担当者への研修等や、新生児検査機器の導入促進など体制整備を行った。

取組の成果

- 4か月までの乳児のいる家庭を訪問したことにより、支援が必要な世帯の把握が進み、必要な支援につながっている。
- 養育に係る指導助言等、訪問支援の結果、個々の家庭が抱える養育上の課題の軽減等が図られた。
- 乳幼児健診に係る母子保健推進員の研修等により、課題や傾向の共有や、受診しやすい環境整備が図られた。

取組の内容

- 市町村における母子健康包括支援センターの設置を促進するため、県として目指すべき方向性を示すとともに、センター運営に係る補助を実施した。
- 市町村担当者や母子保健推進員に対し、母子保健コーディネーターの養成や周産期メンタルヘルス支援に係る研修等を行った。

取組の成果

- センターを設置による相談支援環境の整備により、妊娠期からの早期把握と支援へのつなぎのほか、子どもと保護者の多様なニーズに対応して、多様な子育て支援を円滑に利用できる環境整備が図られた。
- センター関係者への講演・研修会によるスキルアップのほか、未設置市町村への個別支援を実施するなどセンター設置の必要性について理解が深まった。

設置促進

[4]

③ 待機児童対策関連

[30]

取組の内容

- 待機児童の解消に向けて、「黄金っ子応援プラン」に基づき、地域の実情に応じた保育園等の整備に取り組むとともに、保育士の安定的な確保に向けて、新規保育士の確保や潜在保育士の就労支援に取り組むほか、休暇・休業時の代替保育士の確保支援や、加配保育士の支援などにより、就労環境の負担軽減等の処遇改善に取り組んだ。

取組の成果

- 保育士等の新規確保や負担軽減等の処遇改善の取組により、保育従事者(常勤換算)は前年比526人増の11,980人(R5年4月)となった。
- 顕在・潜在を含めた待機児童数は、令和6年4月で2,281人となっているものの、顕在待機児童数は9年連続で減少し、356人となっている。

④ こども医療費助成

[38]

取組の内容

- こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を実施した。
- 窓口での支払いが不要となる現物給付を推進するため、市町村に対し、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置額の一部補助を行った。

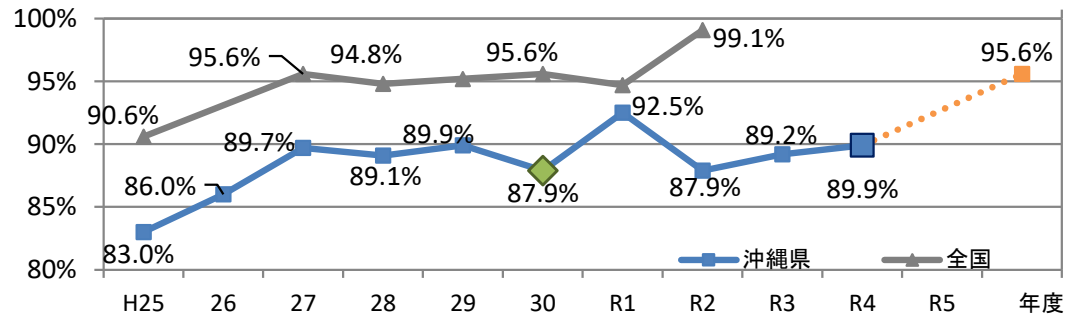
取組の成果

- 県内全市町村へのこども医療費助成への支援を実施することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全育成とともに、保護者の経済的負担の軽減が図られた。
- こども医療費助成制度の通院対象年齢の拡大と現物給付を確実に実施し、安定した事業運営が図られた。

(1) 乳幼児期 <主な指標>



① 乳児全戸訪問事業における訪問率(No.9)



基準値

直近値

目標値

達成状況

87.9% (H30年度)

89.9% (R5年度)

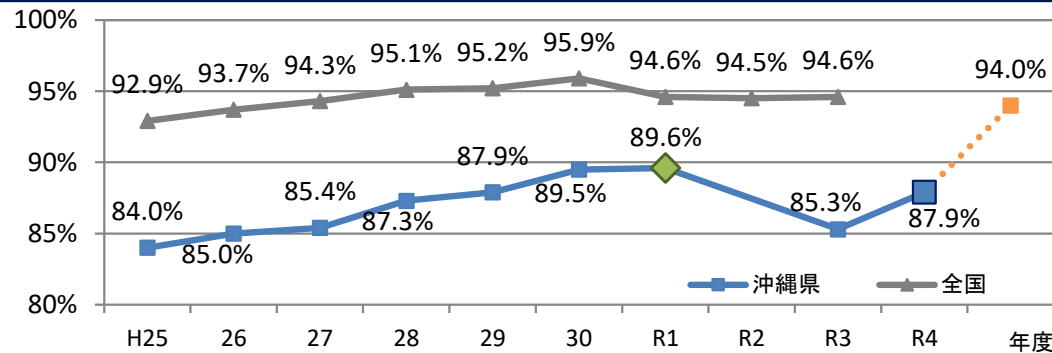
95.6%

改善

達成状況の要因

- 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対する助言・指導、事業補助及び家庭訪問支援に関わる職員を対象とした研修などを継続して取り組んできたことで、職員の資質向上及び各市町村間のネットワーク形成が図られた。
- 離島など小規模自治体での訪問支援員の確保に課題があり、目標には届いていない。

② 乳幼児健康診査の受診率(3歳児)(No.10)



基準値

直近値

目標値

達成状況

89.6% (R1年度)

87.9% (R4年度)

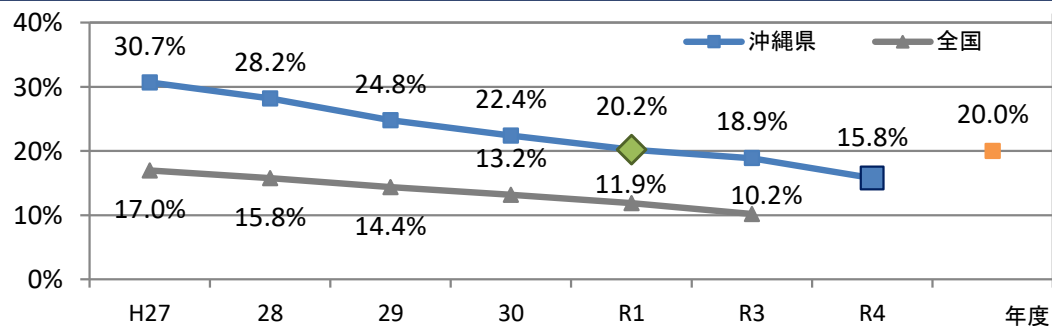
94.0%

後退

達成状況の要因

- 市町村が実施する乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健推進員への研修会等を通して、健診の重要性や課題について共通認識を図るなど受診率向上に向けて取り組んできたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制の影響が見られ、基準値からは後退が見られる。
- ただし、1期計画からの取組により、中期的には受診率の改善傾向が見られている。

③ 3歳児むし歯有病者率(No.12)



基準値

直近値

目標値

達成状況

20.2% (R1年度)

15.8% (R4年度)

20%

達成

達成状況の要因

- 市町村における乳幼児健診での歯科保健指導の標準化推進や、モデル市町村での取り組み展開のほか、啓発活動に取り組んだ結果、事業開始後毎年改善しており、歯科保健意識の向上に繋がっている。
- 改善傾向にあるものの、3歳児むし歯有病者率は全国平均に比べ高いことから、引き続き乳幼児むし歯対策に取り組む。

◆ : 基準値 ■ : 直近値 ■ : 目標値

(2) 小中学生期 <主な重点施策>



① こどもの貧困対策支援員配置・
こどもの居場所設置
[11,12
23]

取組の内容

- 市町村におけるこどもの貧困対策支援員の配置(R5年度:31市町村、114人)や、県による広域的な支援コーディネーターの配置、小規模離島への支援員派遣等に取り組んだ。
- 市町村によるこどもの居場所の設置(令和5年度:193か所)や、県・市町村による専門的な個別支援を行う拠点型居場所や若年妊産婦の居場所、高校の居場所の設置等に取り組んだ。

取組の成果

- こどもの貧困対策支援員の配置により、支援を必要とするこどもや家庭とつながり、必要な支援へとつなげる体制が強化された。
- こども食堂を始めとしたこどもの居場所の設置拡大に留まらず、こどもの状況に応じてより専門的かつ個別的な支援を行う居場所の設置を進めることで、支援の幅の拡充が図られた。

取組の内容

- こどもの居場所の安定的・継続的な活動を支援するため、食品を安定的に供給する体制、学生ボランティアを派遣した(R5年度109か所、383名、6,262回)ほか、スタッフの資質向上のための研修等を実施した。
- こどもの居場所間のネットワーク構築だけでなく、居場所と支援団体、居場所と民間企業等との連携促進を図った。

取組の成果

- こどもの居場所への食支援やボランティア派遣等により、持続的な居場所活動を実施することができ、こどもへの必要な支援につながっている。
- こどもの居場所間、支援団体、企業等とのネットワーク構築に取り組むことで、居場所の活動支援や、地域におけるこどもへの支援の幅を拡げるにつながっている。

[13,58]

② こどもの居場所への支援

取組の内容

- 困難を抱える児童生徒への生活や福祉面での支援を行うため、各教育事務所にスクールソーシャルワーカー(R5年度20名)を配置している。また、令和2年度より、スーパーバイザーを4名を県内4教育事務所に配置し、スクールソーシャルワーカーのスーパービジョンを実施している。
- 児童生徒の感情や情緒面での支援を行うため、全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置している。

取組の成果

- 家庭の課題により、不適応や困難を抱える児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関等へのつなぐ支援を実施することにより、こどもの環境の改善や課題解決につながっている。

③ スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー配置
[14-16]

取組の内容

- 登校しても教室に入れないなど、学校生活を送る上での困難を抱える児童生徒へ、校内自立支援室での支援を行った。
- 令和5年度は、12市町村43校に支援員を配置し、不登校の児童生徒へ学習支援等を行った。

取組の成果

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、登校渋りの初期段階からの支援に取り組むほか、支援室での学習支援や、オンラインによる在宅児童生徒への支援、登校復帰支援など、困難を抱える児童生徒の状況に応じた支援実施につながっている。

[43]

④ 校内自立支援室設置

(2) 小中学生期 <主な重点施策>



⑤ 放課後児童対策

取組の内容

- 市町村が実施する放課後児童クラブの施設整備や改修・修繕事業等に対し補助のほか、利用料の低減を進めるため、賃借料の補助を実施した。
- 放課後子ども教室を実施する市町村に対する補助を実施した。

取組の成果

- 放課後児童クラブの設置促進により、クラブ数は605、登録児童数は25,331人へと増加している。
- 令和4年度の月額利用料(保育料、おやつ代等を含む)は、9,426円であり、H26の10,115円と比較して689円の減となり、利用者の負担軽減が図られた。

[48,62]

⑥ 無料塾等による学習支援

取組の内容

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うため、17町村21か所に学習支援教室を設置した。
- 準要保護世帯の小中学生及び児童扶養手当等の受給世帯の高校生を対象とした学習支援を行うため、24市町村33か所で無料塾等を実施した。

取組の成果

- 家庭環境に関わらず、学習環境を整えることに寄与するとともに、必要に応じて学習以外への支援へとつなぐことができている。
- 無料塾等における令和4年度の支援児童生徒のうち、中学3年生201人が高校に合格(合格率99%)し、高校3年生115人が大学・専門学校等に合格(合格率83.3%)し、進学へとつながっている。

[56]

⑦ 一ごも医療費助成

取組の内容

- こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を実施した。
- 窓口での支払いが不要となる現物給付を推進するため、市町村に対し、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置額の一部補助を行った。

取組の成果

- 県内全市町村へのこども医療費助成への支援を実施することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全育成とともに、保護者の経済的負担の軽減が図られた。
- こども医療費助成制度の通院対象年齢の拡大と現物給付を確実に実施し、安定した事業運営が図られた。

[75]

⑫ おきなわこども未来ランチサポート

取組の内容

- 行政や企業等が連携し、生活困窮家庭等へ安定的に食事を届けるとともに、持続可能な食支援体制を構築することで、地域で安心して暮らせるよう、安定的かつ継続的な食支援を行った。(R5年度:寄贈企業数68社、配布団体数116団体、配布回数2,084回)

取組の成果

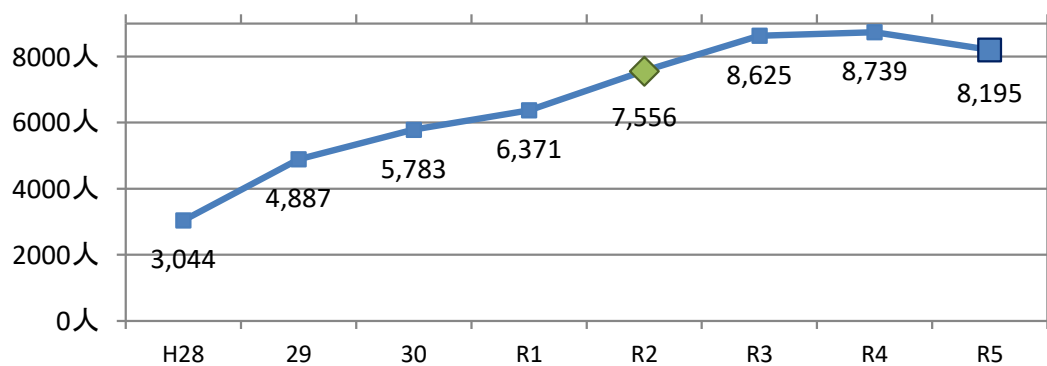
- 安定的な食品等の共有体制を構築することで、こどもの居場所の持続的な活動を支援し、支援が必要なこどもへの食支援に寄与している。

[61]

(2) 小中学生期 <主な指標>



① 子供の貧困対策支援員による支援人数 (No. 23)

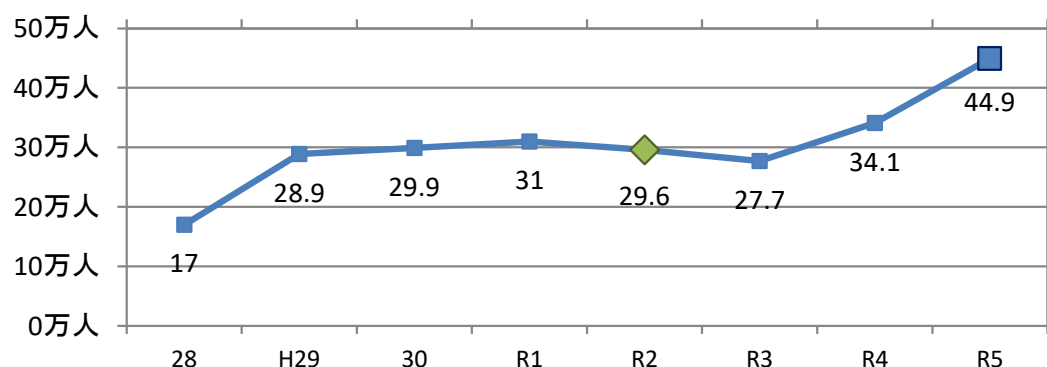


基準値	直近値	目標値	達成状況
7,556人(R2年度)	8,195人(R5年度)	7,556人	達成

達成状況の要因

- 平成28年度から継続して、市町村におけるこどもの貧困対策支援員の配置（令和5年度：31市町村、114人）や、県による広域的な支援コーディネーターの配置、小規模離島への支援員派遣等に取り組んできたことにより、支援人数は増加傾向にある。
- 支援を必要とするこどもを居場所などの社会資源に繋げる重要な役割を担っており、引き続き、支援員の配置に努める必要がある。

② 子供の居場所の利用者数 (No. 24)

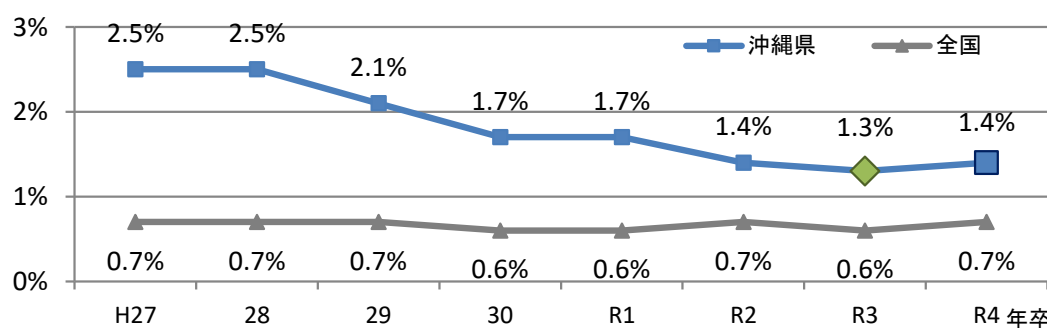


基準値	直近値	目標値	達成状況
295,797人(R2年度)	449,352人(R5年度)	295,797人	達成

達成状況の要因

- 平成28年度から継続して、市町村によるこどもの居場所の設置（令和5年度：193か所）や、県による食支援体制の構築、居場所へのボランティア派遣、居場所ネットワークの構築のほか、高校の居場所、専門的な個別支援を行う拠点型居場所の設置等により、こどもの居場所の利用者数は増加傾向にある。
- 支援を必要とするこどもへの支援の重要な拠点となっていることから、引き続き、多様なこどもにとっての居場所づくりに取り組む必要がある。

③ 中学校卒業後の進路未決定率 (No. 17)



基準値	直近値	目標値	達成状況
1.3%(R3年卒)	1.4%(R4年卒)	全国平均並	横ばい

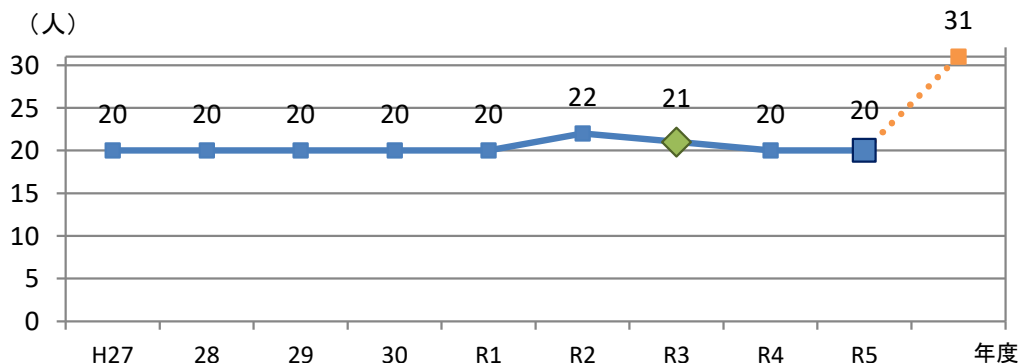
達成状況の要因

- 学力向上やキャリア教育の充実、きめ細かな進路指導等により、高校等進学率が高まり、進路未決定率は減少傾向にある。（基準値からは横ばい）
- 全国値との差も改善傾向にあるものの、引き続き、夢や目標を持つことや、自己肯定感を進学行動に繋げるとともに、進路未決定者について、丁寧な現状把握を行いつつ、きめ細かな進路指導を行う必要がある。

(2) 小中学生期 <主な指標>



④ スクールソーシャルワーカーの配置人数(No.19)

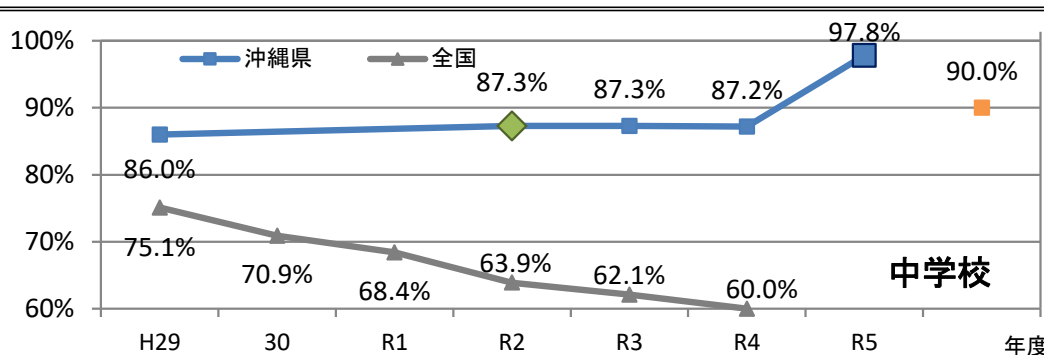
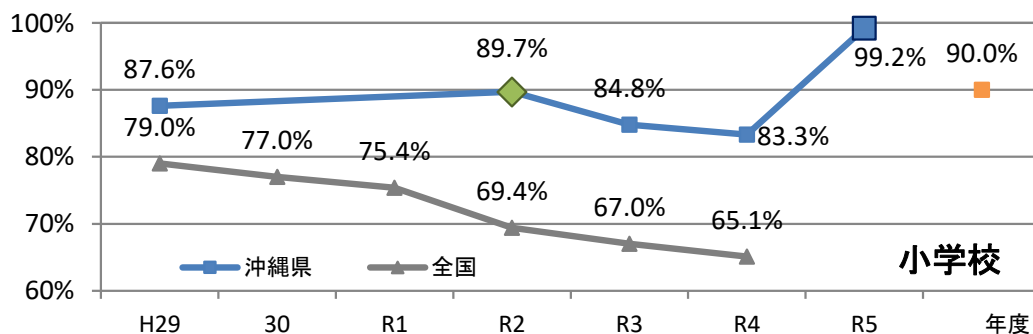


基準値	直近値	目標値	達成状況
21人(R3年度)	20人(R5年度)	31人	横ばい

達成状況の要因

- 毎年20名程度のスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置している。
- 市町村においては、14市町村42名(令和6年度)が配置されており、県及び市町村における配置を合わせ、62名が配置されている。
- 困難を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関につなぎつつ課題解決を図るため重要な役割を果たすものであることから、今後も引き続き、配置増員に取り組むとともに、市町村配置のスクールソーシャルワーカー等との連携・協力を図っていく。

⑤ 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合(No.21)



基準値	直近値	目標値	達成状況
小学校: 89.7% 中学校: 87.3% (R2年度)	小学校: 83.3% 中学校: 87.2% (R4年度)	90.0%	達成

達成状況の要因

- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置や、校内自立支援室の設置のほか、子ども・若者総合相談センターの設置など、校内外において相談体制の拡充は進めたことにより、不登校児童生徒は増加しているものの、相談・指導を受けた割合は高まっている。
- 引き続き、支援を必要とする児童生徒が、必要な相談・支援に繋がることができる体制整備に取り組む必要がある。

(3) 高校生期 <主な重点施策>



① 就学継続支援員・
スクールカウンセラー配置

[19,20]

取組の内容

- 不登校、いじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、生徒の心理に関して専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を県立高校全59校に配置した。
- 不登校や中途退学の未然防止のため、社会福祉士や公認心理士等の資格を有する就学支援員を48校に配置し、支援を必要とする生徒へのカウンセリングやアウトリーチによる支援を行うほか、外部の福祉等の関係機関との協働体制を構築した。

取組の成果

- 生徒の状況に応じたカウンセリングやアウトリーチを含む相談支援の体制を構築することで、不登校生徒が相談を受けた割合の改善に寄与している。
- 適切な相談により、問題行動の未然防止や早期発見に取り組むことで、中途退学率の低下に寄与している。

取組の内容

- 高等学校等就学支援金を56,460人(R5年度)に給付し、授業料が実質無料となっている。
- 高校生等奨学給付金を9,635人(R5年度)に給付し、教材費や教科書費など授業料以外の教育費負担を軽減している。

取組の成果

- 家庭の教育費負担の軽減により、教育の機会均等に寄与している。
- 家庭の経済状況に関わらず、誰もが安心して教育を受けられる環境の整備につながっている。

[97,98]

③ 無料塾等による学習支援

[85]

取組の内容

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うため、17町村21か所に学習支援教室を設置した。
- 準要保護世帯の小中学生及び児童扶養手当等の受給世帯の高校生を対象とした学習支援を行うため、24市町村33か所で無料塾等を実施した。

取組の成果

- 家庭環境に関わらず、学習環境を整えることに寄与するとともに、必要に応じて学習以外への支援へとつなぐことができている。
- 無料塾等における令和4年度の支援児童生徒のうち、中学3年生201人が高校に合格(合格率99%)し、高校3年生115人が大学・専門学校等に合格(合格率83.3%)し、進学へとつながっている。

④ 進学のための奨学金等

[103
106]

取組の内容

- 県外難関大学等への進学を推進するため、給付型奨学金や入学支度金の給付(R5年度194人)により、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組んだ。
- 低所得世帯の高校生173人(R5年度)の受験や進学に係る渡航費の支援を実施した。

取組の成果

- 能力があるにも関わらず経済的に県外進学が困難な高校生が、県外難関大学等への進学・修学を支援することができた。
- 低所得世帯の高校生が希望する進学先を受験できた。

(3) 高校生期 <主な重点施策>



⑤ 高校の居場所設置

取組の内容

- 県立学校内に居場所を設置(R5年度13校)し、支援員等を配置することで、面談や相談等により生徒の状況把握を行い、学校と情報を共有しながら学習支援、生活支援、訪問支援、キャリア形成支援等に加え、不登校及び中途退学等を防止することを目的とした就学支援を行った。(R5年度のべ利用者数53,467名)

取組の成果

- 支援員が常駐していることで、悩みを抱える生徒が、いつでも支援員の相談支援等を受けることができるため、安心・安全な居場所として定着している。
- 来室した生徒に一次支援として対話・交流支援、生徒の言動や表情等に応じて見守りや心理的ケア等の二次支援を行い、生徒の状況等を教職員と共有し、生徒理解・生徒支援に努め、就学継続の一助となっている。

[82]

⑥ 拠点型こどもの居場所設置(広域)

取組の内容

- 通常のこどもの居場所に対応困難な問題(不登校、虐待、非行、中卒無職少年など)を抱える困窮世帯のこどもに対して、食事や生活支援、キャリア支援など専門的な個別支援を行う居場所を設置し、学校への登校や進学、就職など自立に向けた総合的な支援を実施している。(R5年度:県設置2か所、のべ利用者数4,735名)

取組の成果

- 市町村において比較的支援が行き届きにくく、課題となっている義務教育修了後のこどもを中心として、キャリア形成支援や就労支援などに力を入れていくことで、こどもの安定した自立に必要な社会性の向上に寄与している。

[88]

⑦ バス・モノレール通学費支援

取組の内容

- バス・モノレールを利用して通学する住民税所得割非課税世帯または児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭等の高校生を対象に、通学費支援を実施した。
- 令和5年度は、高校生約5,200名に対し、通学費の無料化を実施し、経済的な負担軽減を行った。

取組の成果

- 家庭における教育に係る費用の負担軽減を行うことで、家庭環境に関わらず、意欲ある生徒が安心して教育をうけることができる環境整備に寄与している。

[73]

⑧ キャリア教育推進

取組の内容

- キャリア教育コーディネーターやキャリアコンサルタントを県立高校へ派遣し(R5年度24校)、教員向け及び生徒向けのキャリア形成のための支援を実施した。

取組の成果

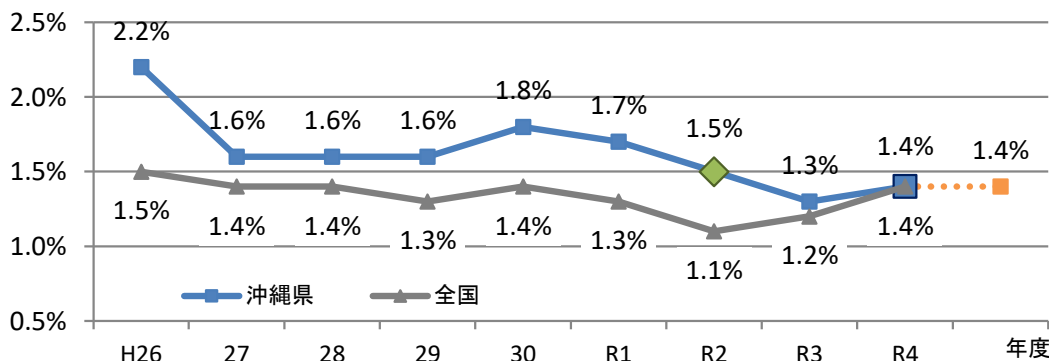
- キャリアコンサルタント等による、生徒向けキャリア形成プログラム授業やキャリア面談、教員向け校内研修等への支援により、進路未決定率の改善に寄与している。

[46,83,84]

(3) 高校生期 <主な指標>



① 県立高等学校中途退学率(No.27)

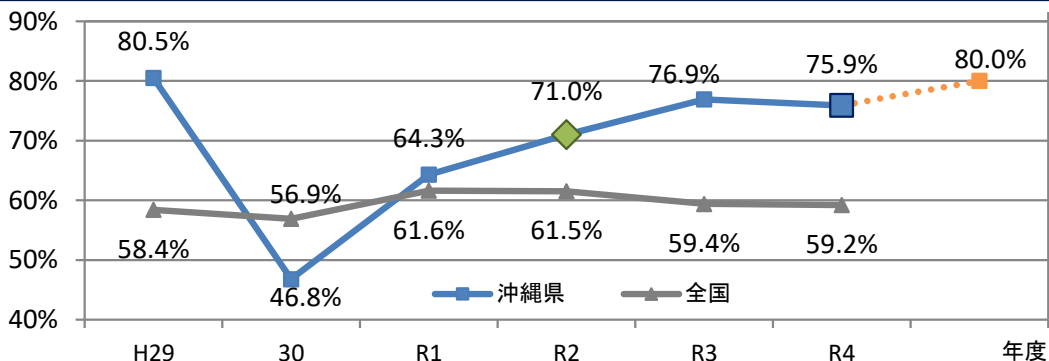


基準値	直近値	目標値	達成状況
1.5% (R2年度)	1.4% (R4年度)	1.4%	達成

達成状況の要因

- 令和4年度から全県立高校(59校)にスクールカウンセラー等を配置(39名)したほか、支援を必要とする不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒が多い高校に対する就学継続支援員の配置(R4:44名)や、高校内の居場所設置(R4:13校)と支援員の配置等により、不登校等の課題に対する早期発見・早期支援を行うとともに、福祉関係機関との協働体制の構築を図ったことにより、中途退学率は低く推移している。

② 不登校生徒が学校内外で相談・指導を受けた割合(高校)(No. 35)

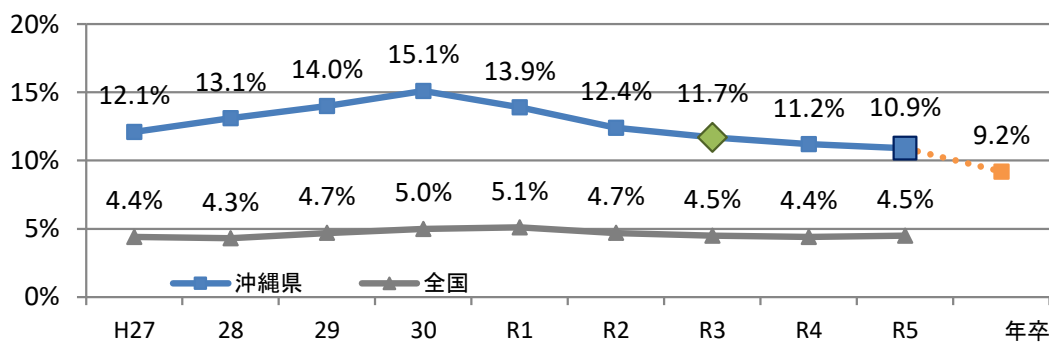


基準値	直近値	目標値	達成状況
71.0% (R2年度)	75.9% (R4年度)	80.0%	改善

達成状況の要因

- 令和4年度から全県立高校(59校)にスクールカウンセラー等を配置(39名)したほか、支援を必要とする不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒が多い高校に対する就学継続支援員の配置(R4:44名)や、高校内の居場所設置(R4:13校)と支援員の配置等により、不登校等の課題に対する早期発見・早期支援を行うとともに、福祉関係機関との協働体制の構築を図ったことにより、相談・指導を受けた割合は改善している。

③ 高校卒業後の進路未決定率(No.32)



基準値	直近値	目標値	達成状況
11.7% (R3年3月卒)	10.9% (R5年3月卒)	9.2%	改善

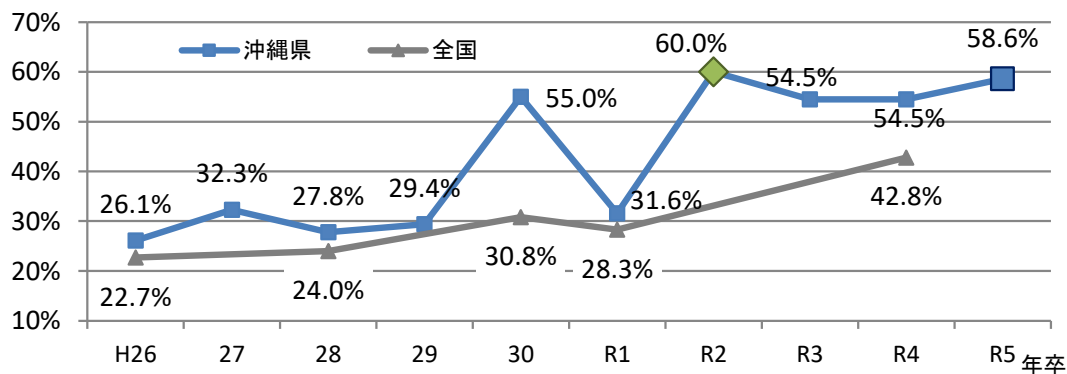
達成状況の要因

- 県立高校における学習支援員配置による学力定着のための支援や、キャリア教育の視点を踏まえた取組のほか、課題解決に向けた職員研修等による進路指導の充実により、改善傾向にある。
- 早期の進路決定に向けて、引き続き取組の充実を図る必要がある。

(3) 高校生期 <主な指標>



④ 社会的養護が必要な子どもの大学等進学率(No.30)

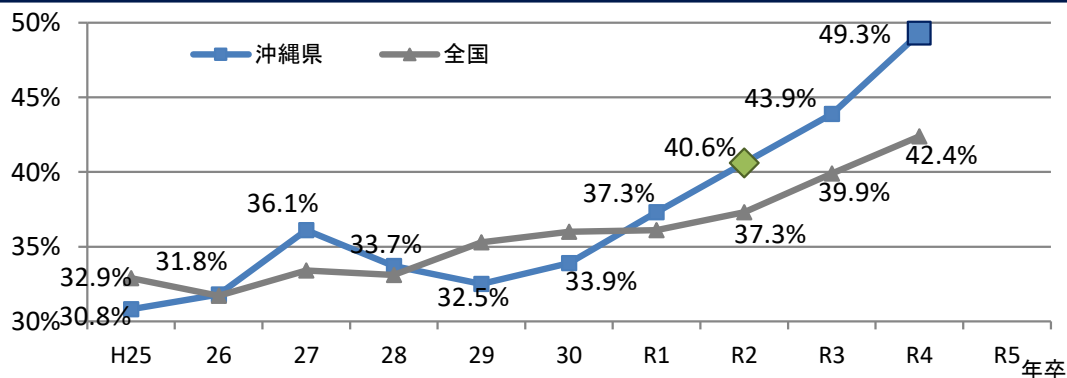


基準値	直近値	目標値	達成状況
60.0%(R2年3月卒)	58.6%(R5年3月卒) (全国:42.8%(R4年3月卒))	県全体平均 62.1%	後退

達成状況の要因

- 社会的養護のもとで生活している生徒には、基礎学力や進学費用面での不安等から進学に踏み出せない生徒や、自立に向けて就職する生徒も多いなか、大学等進学率の基準値からはやや後退しているものの、学習塾等の費用の支援や、進学のための奨学金等の周知により、第1期計画を通して中期的には改善傾向にあり、全国と比較しても高水準で推移している。

⑤ 生活保護世帯の子どもの大学等進学率(No.31)

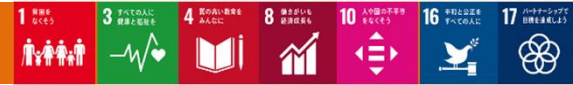


基準値	直近値	目標値	達成状況
40.6%(R2年3月卒)	49.3%(R4年3月卒)	全国水準維持 42.4%	達成

達成状況の要因

- 一人ひとりの状況にあった支援が行えるよう、学習支援専門員による戸別訪問での就学状況の確認や、ケースワーカーによる進学費用に係る制度の周知等により、大学等進学率は上昇傾向にあり、全国値を上回っている。

(4) 支援を要する若者 <主な重点施策>



① 子ども・若者総合相談センター運営

[108]

取組の内容

- 子ども・若者総合相談センターにおいて、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者及びその家族等からの相談などを行っている。
- 臨床心理士等の資格を有する相談員による相談支援・カウンセリングにより、6,434件(R5年度)の相談対応を行っており、相談件数は増加傾向にある。

取組の成果

- 令和5年度の相談者のうち、生活環境の改善や就学・就労関係の改善など、791件において改善が見られている。
- 相談者の抱える問題に応じて適切な支援機関を紹介するほか、重複する問題を抱える場合には、複数機関の支援のコーディネートや段階的に支援機関につないでいくなどの支援を実施し、環境改善につながっている。

② 若年者就労支援

[123
124
125]

取組の内容

- 沖縄県キャリアセンターにおいて、若年求職者に対する個別の就職相談や各種セミナー、新規高卒者を対象とした合同企業説明会を開催している。(R5年度センター利用者数22,248人)
- 若年無業者等で就労支援が必要な者に、職業的自立を図ることを目的に就労に導くための基礎的な職業訓練を実施した。

取組の成果

- 令和5年度のセンター利用者のうち、480人が就職につながっており、若年者完全失業率の改善(R5年6.5%)に寄与している。
- 令和5年度の訓練生48名のうち31名(就職率64.6%)が就職につながり、また、全ての訓練生が無業状態から改善している。(改善率100%、令和6年9月末時点)

③ ヤングケアラー支援

[121
122]

取組の内容

- ヤングケアラーの支援体制を強化するため、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員に対する研修を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等の悩み相談の支援体制の構築及び悩みや経験を共有し合えるオンラインサロンの設置・運営を実施した。
- ヤングケアラーを含め、困難を抱える子どもや家庭への訪問支援を実施した。

取組の成果

- 関係機関職員のヤングケアラーの概念や発見の着眼点、発見後のつながりを含めた理解促進や、多様な相談体制が整えられた。
- 既存の支援体制では支援が届きにくかった支援を要する家庭への訪問支援により、必要な支援を届け、必要な支援に繋げることができている。

④ 若年妊産婦支援

[90,
130]

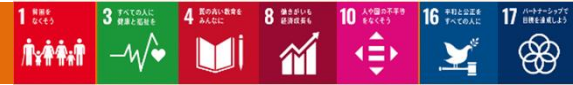
取組の内容

- 若年妊産婦の居場所設置促進のため、支援情報の発信、出前講座やシンポジウム開催など、機運醸成を図った。
- 若年妊婦等に対し、窓口、アウトリーチ、SNS等による相談支援のほか、受診等支援のコーディネートや、緊急時の一時的な居場所の確保等に取り組んでいる。

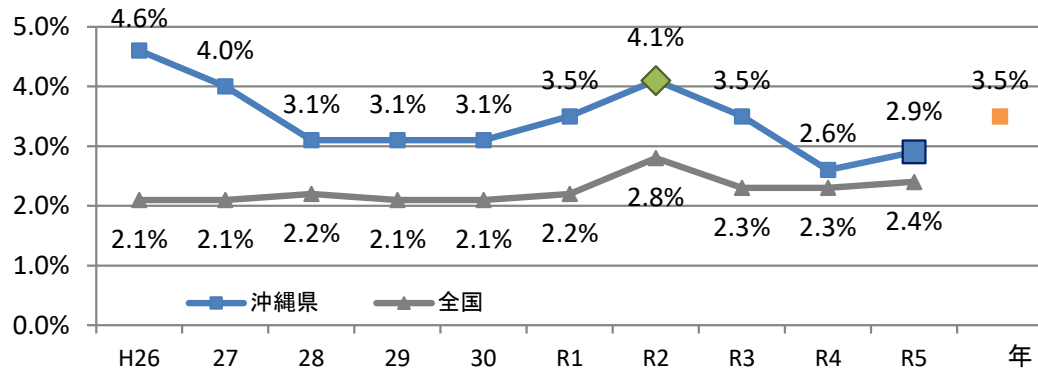
取組の成果

- 若年妊産婦に向けた情報発信やイベント等での相談支援等により、必要な支援への繋げるとともに、支援の必要性の理解促進につながっている。
- 予期しない妊娠に悩む方の相談や産科受診等の支援に繋がっている。

(4) 支援を要する若者 <主な指標>



① 若年無業者率(15歳~34歳人口に占める無業者の割合)(No.36)

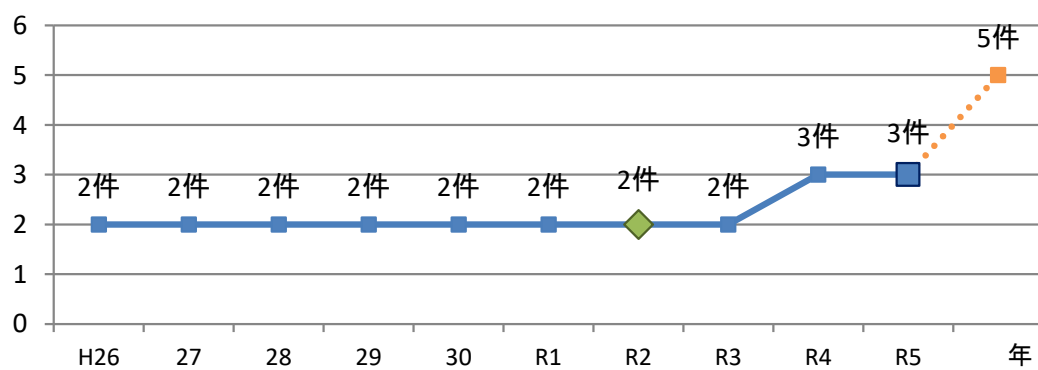


基準値	直近値	目標値	達成状況
4.1%(R2年)	2.9%(R5年)	3.5%	達成

達成状況の要因

- 国、県、関係機関が連携し、若年者に対する就労相談や職業訓練など、多様な就労支援を行ったことにより、無業者率は改善し、目標値を達成している。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響はほぼ無くなり、事業所等の人手不足に伴う求人増加により、若年者の就業に繋がりがやすくなったと思われる。

② 子ども・若者支援地域協議会設置件数(No.37)



基準値	直近値	目標値	達成状況
2件(R2年度)	3件(R5年度)	5件	改善

達成状況の要因

- 市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するため、市町村との意見交換を行うなど、設置に向けた機運醸成を図っており、令和4年度には、新たに伊江村において協議会が設置された。
- 令和6年度から、協議会設置に向けたコーディネーターの定期派遣や、説明会の開催に取り組んでいるところであり、引き続き設置促進に取り組む。

(5) 保護者



<主な重点施策>

① ひとり親家庭等への生活支援

取組の内容

- ひとり親家庭や低所得世帯に対し、自立のための資格取得や就労支援のほか、疾病等により一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合に、ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣し、自立促進や生活支援に取り組んでいる。
- 母子生活支援施設の設置促進や、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。

取組の成果

- ひとり親家庭等の自立促進や、生活面での負担軽減につながっている。
- 3拠点と中心に、支援が必要なひとり親家庭59世帯に対し、総合的な支援を実施することで、24世帯が地域において自立することができた。(R5年度)

[136
137]

② ひとり親家庭等の就労支援

取組の内容

- 母子家庭、父子家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親を対象に、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等を実施した。
- ひとり親の就労環境の改善に役立つ資格取得を支援するため、母子家庭等自立支援給付金の給付や、職業訓練に係る資金の貸付を実施した。

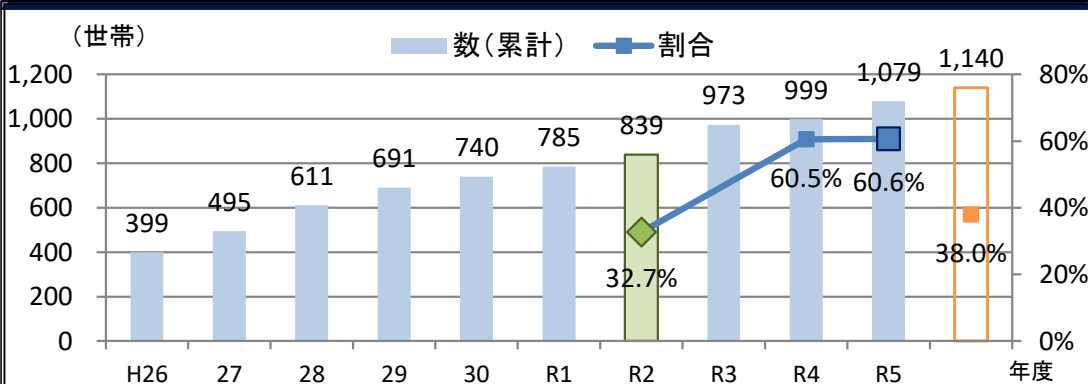
取組の成果

- 就業相談件数は、令和4、5年度で256件であり、そのうち155名が就業に繋がった。(就業に結び付いた割合:60.5%)
- 就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施のほか、各種給付や貸付等により、ひとり親家庭等の自立に繋がっている。

[146
147]

<主な指標>

就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)及び割合(No.38)



基準値	直近値	目標値	達成状況
839世帯 32.7% (R2年度)	1,079世帯 60.6% (R5年度)	1,140世帯 38.0%	改善 達成

達成状況の要因

- ひとり親家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じた就業相談や、就業に必要な知識・技能を習得するための就業支援講習会の実施したほか、令和3年度に高等職業訓練促進給付金の資格要件を拡充したことにより、IT関係等、民間資格の修業者は増加傾向にあり、就職に結び付いた割合は増加傾向にある。

(6) 雇用の質の改善等



<主な重点施策>

① 所得向上に向けた取組

取組の内容

- 企業の稼ぐ力の向上を図るとともに、稼いだ企業所得を従業員に還元し、給与所得向上等について積極的に取り組む企業を『沖縄県所得向上応援企業』として認証し、未来への投資である従業員の給与額向上に努める企業が社会的に評価されるよう取り組んでいる。
- 企業の労働生産性向上のため、デジタル化や人材育成に係るセミナー開催や補助を実施している。

取組の成果

- 従業員の所得向上に積極的に取り組む企業79社認証し、従業員の所得向上の気運醸成に寄与している。
- デジタル化補助事業者において、労働生産性の3%向上を達成している。

[157
158]

② 正規雇用化に向けた取組

取組の内容

- 正規雇用化を促進するため、既存従業員の正規雇用化や正社員雇用を検討しているがコスト面等が課題となっている企業に対し、研修費用の助成や、中小企業診断士等の専門家派遣による経営指導等を行った。(R4年度44社、R5年度42社)

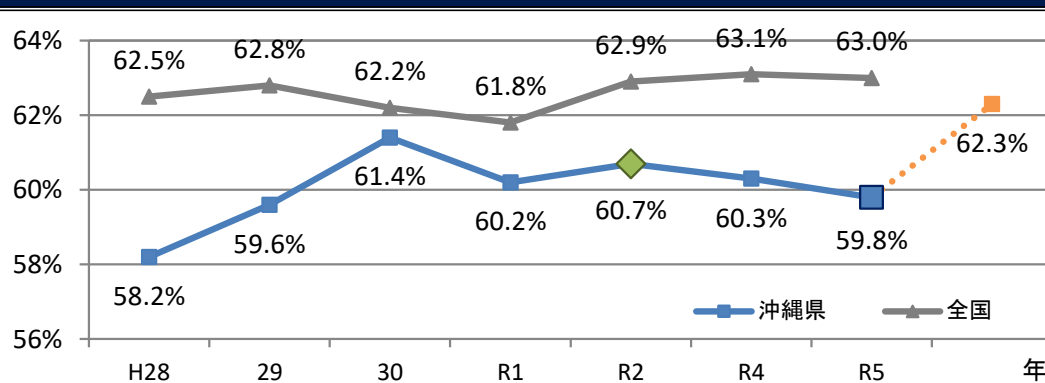
取組の成果

- 専門家派遣による経営指導等を通じ、令和4年度115人、令和5年度116人の正規雇用化に繋がっている。
- 更なる正規雇用の拡大を図るため、事業の周知・広報の強化、経営者に対する正規雇用化の意識醸成、人材確保に対する支援の必要がある。

[160]

<主な指標>

正規雇用者(役員を除く)の割合(No.44)



基準値	直近値	目標値	達成状況
60.7%(R2年)	59.8%(R5年)	62.3%	後退

達成状況の要因

- 正規雇用化を促進するため、正規雇用に取り組む企業に対し、専門家を派遣するなど、正規雇用拡大と意識醸成に寄与していると考えられるものの、正規雇用者数の増加幅以上に、全体雇用者数の増加幅が大きいいため、正規雇用割合は低下傾向にある。
- 引き続き、正規雇用に取り組む企業への支援に加え、企業の稼ぐ力の強化や人材育成を図る企業支援など、雇用の質の改善等に向けた総合的な支援に取り組む必要がある。

5 今後の課題及び展開方向について

<成果>

- 2期にわたる計画に基づき、こどものライフステージに応じた切れ目のない総合的な施策を展開しており、困難を抱えるこどもや家庭の相談・支援体制の構築や、学力の向上のための取組等により、中学・高校卒業後の進学率の向上や進路未決定率の低下など、一定の成果が見られている。
- 困窮世帯の割合については、一時、新型コロナウイルス感染症の影響による悪化が見られたものの、低下傾向にあり、一定の成果が見られている。

ただし、国際情勢などの影響による物価高騰は県民生活に影響を及ぼし、特に困窮世帯の生活は深刻な状況となっており、引き続き、これまでの施策の充実に取り組むほか、重要性を増した課題や新たな課題に対応した施策を展開する必要がある。

- また、居場所等で支援を受けている若年者において、心境の変化が見られるなど支援施設の有効性が確認されている。

<課題と展開方向>

- これまで、乳幼児期からこどもや家庭とつながる仕組みづくりや、こどもの居場所の設置、各種相談支援員の配置など、相談体制や必要な支援に繋げる機能の拡充が進んできたものの、相談や支援につなげていないこどもを取り残すことのないよう、引き続き、つながる仕組みやライフステージに応じた支援の拡充に取り組む必要がある。
- これまでの窓口等での相談体制や、拠点での支援体制のみではつながりにくいこどもや家庭が、必要な支援へとつながるよう、アウトリーチ型の支援など、家庭の状況に応じた支援の仕組みづくりに取り組む必要がある。
- 貧困の連鎖を断ち、こどもの自立へとつなげるため、学習面での支援や、経済的な支援を含む進学のための支援などに加え、学習以外の体験や交流などの格差を是正する必要がある。
- 社会資源の偏在が見られることから、住んでいる地域によって、受けることができる支援や学習、体験に格差が生じないよう社会資源の整備に取り組む必要がある。
- 支援体制が薄く、つながりにくかった義務教育終了後の若年者について、悩みや不安を抱えていても自らが望む選択ができるよう、一人ひとりの状況に応じて就学・就労等の自立につながる支援に取り組む必要がある。

6 こどもの貧困対策に係る今後の施策について

<課題と展開方向>

- これまで、乳幼児期からこどもや家庭とつながる仕組みづくりや、こどもの居場所の設置、各種相談支援員の配置など、相談体制や必要な支援に繋げる機能の拡充が進んできたものの、相談や支援につなげていないこどもを取り残すことのないよう、引き続き、つながる仕組みやライフステージに応じた支援の拡充に取り組む必要がある。
- 貧困の連鎖を断ち、こどもの自立へとつなげるため、学習面での支援や、経済的な支援を含む進学のための支援などに加え、学習以外の体験や交流などの格差を是正する必要がある。
- 支援体制が薄く、つながりにくかった義務教育終了後の若年者について、悩みや不安を抱えていても自らが望む選択ができるよう、一人ひとりの状況に応じて就学・就労等の自立につなげる支援に取り組む必要がある。
- これまでの窓口等での相談体制や、拠点での支援体制のみではつながりにくいこどもや家庭が、必要な支援へとつながるよう、アウトリーチ型の支援など、家庭の状況に応じた支援の仕組みづくりに取り組む必要がある。
- 社会資源の偏在が見られることから、住んでいる地域によって、受けることができる支援や学習、体験に格差が生じないよう社会資源の整備に取り組む必要がある。

<今後の施策の柱> ⇒こども計画(仮称)へ反映

ライフステージに応じた施策の充実強化

- 親の妊娠・出産期からこどものライフステージに即した切れ目のない支援を行うため、こどもや家庭への関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築
- 各ライフステージに応じた生活・教育・経済的支援をより効果的に実施

貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

- こどもたちの自立に向けた支援を強化し、貧困の連鎖を断つための支援
 - 学習・進学支援
 - 体験・交流の機会創出
 - 多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援

支援につなげていないこどもとその家庭への支援体制の構築

- 支援につなげていないこどもとその家庭へと支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化
 - 地域における社会資源の創出
 - つながりにくい家庭等への支援
 - 困難を抱える若者への支援
 - 早期に支援につなげる仕組みの構築